四　他に事業を行っているときは、その事業の種類
五　届出者（外国法人に限る。）に関する次に掲げる事項
イ　前項に規定する国内における代表者の氏名又は名称
ロ　本店又は主たる営業所若しくは事務所が所在する国において格付に係る業務を行う者に対する監督を行う外国の行政機関その他これに準ずるもの（以下この号において「外国行政機関等」という。）の監督を受けている場合には、その旨並びに当該外国行政機関等の名称及び所在地
4　第一項に規定する届出書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
一　次項第二号及び第三号に該当しないことを誓約する書面
二　定款及び会社の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
三　業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
四　役員に関する次に掲げる書面
イ　履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）
ロ　住民票の抄本（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
ハ　旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を、氏名に併せて第一項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
ニ　役員が次項第三号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
ホ　役員が次項第三号イ又はハからヌまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
五　届出者（外国法人に限る。）の第二項に規定する国内における代表者に関する次に掲げる書面
イ　履歴書（国内における代表者が法人である場合には、当該国内における代表者の沿革を記載した書面）
ロ　住民票の抄本（国内における代表者が法人である場合には、当該国内における代表者の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
ハ　旧氏及び名を、氏名に併せて第一項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
ニ　届出者が、国内における代表者に、第一項の届出に関する一切の行為につき、当該届出者を代理する権限を付与したことを証する書面
六　届出者が前条各号に掲げる基準に適合し、かつ、その状態が継続すると認められるものであることを明らかにする書面
5　金融庁長官は、届出者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は届出書若しくはこれに添付すべき書類のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その者を適格格付機関として指定しないものとする。
一　法人でない者
二　次のいずれかに該当する法人
イ　金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消され、同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条第一項の許可を取り消され、同法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条の十四第一項の許可を取り消され、同法第六十三条の五第三項（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により適格機関投資家等特例業務（同法第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下この号及び次号において同じ。）の廃止を命ぜられ、同法第六十三条の十三第三項（同法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により海外投資家等特例業務（同法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。以下この号及び次号において同じ。）の廃止を命ぜられ、同法第六十六条の二十第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消され、同法第六十六条の四十二第一項の規定により同法第六十六条の二十七の登録を取り消され、同法第六十六条の六十三第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは同法第六十六条の八十五第一項の規定により同法第六十六条の七十一の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務（同法第十一条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。以下この号及び次号において同じ。）の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消し若しくは命令の日から五年を経過しない者又は金融商品取引法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。）を取り消され、若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務の廃止を命ぜられ、その取消し若しくは命令の日から五年を経過しない者
ロ　次のいずれかに該当する者（これに類する外国の者を含む。）
⑴　金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項又は第五十七条の六第三項の規定による同法第二十九条の登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第五十条の二第一項第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があった日前に金融商品取引業（同法第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。⑴及び次号ヘ⑴において同じ。）を廃止し、分割により金融商品取引業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
⑵　金融商品取引法第六十条の八第一項の規定による同法第六十条第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に取引所取引業務（同項に規定する取引所取引業務をいう。⑵及び次号ヘ⑵において同じ。）を廃止したことにより金融商品取引法第六十条の七に規定する場合に該当する旨の同条の規定による届出をした場合における当該届出に係る取引所取引許可業者（同法第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。⑵及び次号において同じ。）（当該通知があった日前に取引所取引業務を廃止することについての決定（当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
⑶　金融商品取引法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の八第一項の規定による同法第六十条の十四第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に電子店頭デリバティブ取引等業務（同項に規定する電子店頭デリバティブ取引等業務をいう。⑶及び次号ヘ⑶において同じ。）を廃止したことにより金融商品取引法第六十条の十四第二項